

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2011年（平成23年）6月7日提出

藤沢市長

海老根 靖典

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	本鵜沼五丁目3188番24地先		5.0	74.5
	879号線	本鵜沼五丁目3188番14地先			
2	辻堂	辻堂太平台一丁目15番65地先		5.0 ～ 6.0	32.7
	569号線	辻堂太平台一丁目15番70地先			
3	六会	石川二丁目23番45地先		5.0	31.3
	853号線	石川二丁目23番41地先			
4	六会	石川二丁目23番39地先		5.0	14.7
	854号線	石川二丁目23番36地先			
5	湘南台	円行一丁目5番24地先		4.5	13.6
	426号線	円行一丁目5番30地先			
6	長後	高倉字槐戸592番6地先		4.0	216.9
	888号線	高倉字槐戸592番5地先			
7	長後	高倉字丸山2277番3地先		5.0	73.3
	889号線	高倉字丸山2270番4地先			

8	村岡	弥勒寺一丁目 2 2 6 番 1 地先	5.0	88.8
	4 6 9 号線	弥勒寺一丁目 2 2 8 番 4 地先		
9	明治	羽鳥四丁目 5 4 9 番 1 地先	1.8	29.4
	4 7 0 号線	羽鳥四丁目 5 8 0 番 3 地先		
10	明治	羽鳥五丁目 3 8 1 5 番 8 地先	4.0	31.5
	4 7 1 号線	羽鳥五丁目 3 8 1 3 番 6 地先		
11	明治	羽鳥五丁目 3 8 1 6 番 6 地先	2.7	43.9
	4 7 2 号線	羽鳥五丁目 3 8 1 4 番 7 地先		
12	長後	長後字宿中分 9 6 1 番 1 1 地先	2.2 ～ 6.0	59.2
	8 9 0 号線	長後字宿中分 9 6 0 番 1 0 地先		

#### 提案理由

鶴沼 8 7 9 号線ほか 1 1 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。